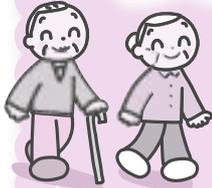


4月から

後期高齢者医療制度 が始まります



「高齢者の医療の確保に関する法律」(平成18年6月成立)の施行により、平成20年4月から、新たに独立した医療制度が始まります。この医療制度の対象者は75歳以上の高齢者となります。ここでは、後期高齢者医療制度の仕組みや保険料などについて紹介します。

対象となるのは

新たな後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、次のいずれかに該当する方です。75歳以上の方(75歳の誕生日から対象)

65歳以上75歳未満で、申請して広域連合から障害認定を受けた方

老人保健制度ですでに認定を受けている方は、新たな認定申請は不要です(後期高齢者医療制度に加入しないことできません)。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者となった方は、それまで加入し医療を受けていた国民健康保険・健康保険組合・共済組合・政府管掌保険などの被保険者ではなくなります。

平成20年4月から



後期高齢者医療被保険者証



医療受給者証 保険証(国保、健保など)

お医者さんにかかるときは

これまでは、老人保健医療受給者証と国民健康保険被保険者証などを窓口で提示していましたが、4月1日(火)以降は、広域連合から発行される被保険者証(カード型保険証)を医療機関等の窓口で提示して受診してください。

医療費の負担割合と判定方法は老人保健制度と同じです。
・一般の方：1割負担
・現役並み所得の方：3割負担



カード型保険証(見本)

高額療養費・入院時食事療養費・補装具などの支給についても、老人保健制度と同じです。

保険料は

運営主体となる広域連合ごとに、原則として均一の保険料とし、被保険者全員に係る「均等割額」と所得に応じて係る「所得割額」を合計した額を各個人単位に設定します。なお、保険料は2年ごとに見直されます。

保険料額

均等割額 4万2530円
所得割率 7・96%
上限は50万円。

世帯構成による後期高齢者医療保険料は別表1参照。

納付方法

年額18万円以上の年金を受給されている方は、原則として、年金からの天引き(特別徴収)となります。それ以外の方は、納付書や口座振替等(普通徴収)で納めていただきます。

介護保険料と合わせた合計額が年金額の2分の1を超え、場合も普通徴収となります。

別表1 世帯構成による後期高齢者医療保険料(年額)

均等割額 42,530円

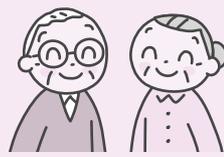
所得割率 7.96%

世帯構成	公的年金収入等	軽減割合	均等割(円)	所得割(円)	合計額(円)
単身 75歳	公的年金収入79万円	7割	12,750	0	12,750
単身 75歳	公的年金収入180万円	2割	34,020	21,490	55,510
単身 75歳	公的年金収入208万円		42,530	43,780	86,310
単身 75歳	公的年金収入450万円		42,530	215,710	258,240
夫77歳(世帯主) 妻75歳	夫: 公的年金収入160万円 妻: 公的年金収入100万円	7割 夫分 7割 妻分	12,750 12,750	5,570 0	18,320 12,750
夫77歳(世帯主) 妻75歳	夫: 公的年金収入192万円 妻: 公的年金収入79万円	5割 夫分 5割 妻分	21,260 21,260	31,040 0	52,300 21,260
夫77歳(世帯主) 妻75歳	夫: 公的年金収入235万円 妻: 公的年金収入79万円	2割 夫分 2割 妻分	34,020 34,020	65,270 0	99,290 34,020
夫77歳(世帯主) 妻75歳	夫: 公的年金収入500万円 妻: 公的年金収入79万円	夫分 妻分	42,530 42,530	249,540 0	292,070 42,530
本人77歳 子48歳(世帯主)	本人: 公的年金収入79万円 子: 給与収入120万円	5割	21,260	0	21,260
本人77歳 子48歳(世帯主)	本人: 公的年金収入79万円 子: 給与収入200万円		42,530	0	42,530

別表2 低所得世帯の後期高齢者医療保険料(均等割額)軽減判定

7割軽減

例. 80歳の夫(世帯主)と77歳の妻の2人世帯で、
夫: 公的年金収入160万円
妻: 公的年金収入125万円 の場合



《軽減判定所得の算出》

- 夫 160万円 - 120万円 - 15万円 = 25万円 ...
(公的年金所得控除)(高齢者特別控除)
- 妻 125万円 - 120万円 - 15万円 = 0万円 ...
(公的年金所得控除)(高齢者特別控除)
- 世帯の軽減判定所得 = 25万円

* 当該世帯の軽減判定所得が33万円以下のため、7割軽減に該当。

5割軽減

例. 50歳の子(世帯主)と77歳の母の2人世帯で、
子: 給与収入120万円
母: 公的年金収入100万円 の場合



《軽減判定所得の算出》

- 子 120万円 - 65万円 = 55万円 ...
(給与所得控除)
- 母 100万円 - 120万円 - 15万円 = 0万円 ...
(公的年金所得控除)(高齢者特別控除)
- 世帯の軽減判定所得 = 55万円

* 当該世帯の軽減判定所得が57.5万円(33万円 + 24.5万円)以下のため、5割軽減に該当。

2割軽減

例. 80歳の夫(世帯主)と77歳の妻の2人世帯で、
夫: 公的年金収入235万円
妻: 公的年金収入79万円 の場合



《軽減判定所得の算出》

- 夫 235万円 - 120万円 - 15万円 = 100万円 ...
(公的年金所得控除)(高齢者特別控除)
- 妻 79万円 - 120万円 - 15万円 = 0万円 ...
(公的年金所得控除)(高齢者特別控除)
- 世帯の軽減判定所得 = 100万円

* 当該世帯の軽減判定所得が103万円(33万円 + 35万円 × 2)以下のため、2割軽減に該当。

軽減措置

所得の少ない方
A 基礎控除額(33万円)を超えない世帯
均等割額 7割軽減
B 基礎控除額(33万円) + (24万5千円 × 世帯主である被保険者を除く被保険者数)を超えない世帯
均等割額 2割軽減
C 基礎控除額(33万円) + (35万円 × 被保険者数)を超えない世帯
均等割額 5割軽減
D 低所得者世帯の後期高齢者医療保険料(均等割額)軽減判定については別表2参照。

健康保険組合や政府管掌保
険などの被扶養者であった方
A 平成20年4月～9月 保険料なし
B 平成20年10月～平成21年3月 9割軽減
C 平成21年4月～平成22年3月 5割軽減
に所得割額はかかりません。

こんなとき
どうなるの？

後期高齢者医療制度 Q&A!

Q 私は現在82歳で、老人保健で医療を受けていますが、後期高齢者医療制度の被保険者になるためにはどのような手続きが必要なのですか？

A 市内にお住まいの75歳以上の方は、平成20年4月1日に自動的に被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。

Q 私は平成20年4月20日に75歳になりますが、後期高齢者医療制度の被保険者になるためにはどのような手続きが必要ですか？

A 市内にお住まいの方で、平成20年4月以降に75歳になられる方は、75歳の誕生日から自動的に被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。あなたの場合には4月20日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。
被保険者証は、市から75歳の誕生日前にはお手元に届きます。

Q 私は現在70歳で、障害認定を受け、老人保健の対象となっています。後期高齢者医療制度の被保険者になるためには、どのような手続きが必要ですか？

A 市内にお住まいの65歳以上75歳未満の方で、障害認定を受けてすでに老人保健の対象となっている方は、平成20年4月1日に自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。なお、後期高齢者医療制度への加入を希望しない方につきましては、市の窓口にてその旨を申し出てください。

Q 今まで使っていた健康保険証や老人保健の受給者証はどうなるのですか？

A 健康保険証および老人保健の受給者証は、平成20年4月以降は使えなくなります。健康保険証につきましては保険者（国民健康保険や健康保険組合等）へ、老人保健の受給者証につきましては市に返還してください。

Q 後期高齢者医療制度の被保険者証はいつごろ届きますか？

A 平成20年3月下旬にお手元に届く予定です。

Q 医療機関等での負担はどうなるのですか？

A 医療機関等の窓口で支払う医療費の一部負担割合は、現行の老人保健制度と同様、所得に応じて1割または3割となります（平成20年7月までは、原則として昨年8月に判定された一部負担金の割合となります）。

Q 保険料はどのように決まるのですか？

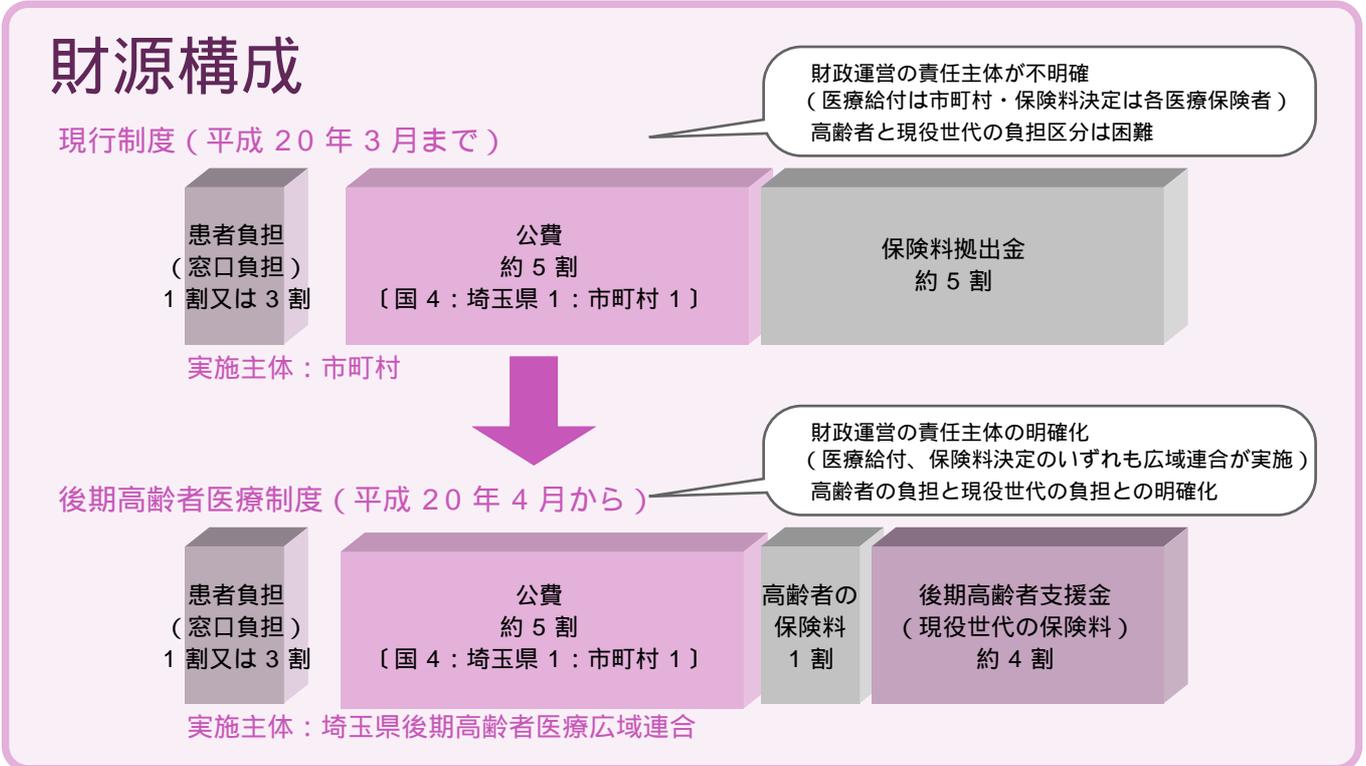
A 保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。具体的な金額につきましては、年金天引きの方は4月に、それ以外の方は7月に市から通知されます。

Q 保険料の支払い方法はどのようなのですか？

A 年金を受給されている方につきましては、原則として年金からの天引きにより徴収し、それ以外の方は市から送付される納付書によりお支払いいただくこととなります。
なお、お支払いの際は、納め忘れのない口座振替等をご利用いただくと大変便利です。ぜひ、ご利用ください。

財源構成が変わります

後期高齢者医療に係る費用は、医療機関等での窓口負担額を除き、公費（国・県・市）約5割、現役世代からの支援金（各医療保険者からの支援金）約4割のほか、後期高齢者（被保険者）からの保険料約1割で構成されます。



運営のしくみ

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設置されている「後期高齢者医療広域連合」が運営主体となります。広域連合と市では、制度を円滑に進めるために業務を分担して行います。市では、主に保険料の徴収や窓口業務を担当します。

広域連合が行う主な業務

被保険者の認定
被保険者証の交付
保険料の決定

医療の給付
健診事業の実施

市が行う主な業務

被保険者証の引き渡し
保険料の徴収
加入や脱退の届け出の受け付け
各種申請の受け付け

問い合わせ

埼玉県後期高齢者医療広域連合（さいたま市浦和区高砂3 14 1
埼玉自治会館内） ☎048 833 3222
長寿はつらつ課 内線2632 ☎048 463 1921（直通）